

「新しい行方市の地域経営体制づくり」 の実現を目指して

これまでの行政改革のながれ

市は平成18年度に「第1次行政改革大綱」を策定して以来、職員定数削減、経費節減などを中心とした改革を進めてきました。平成23年度から「第2次行政改革大綱」を策定し、実現するための具体的な取り組みについては、大綱に示した重点事項を基に行政改革実施計画（新集中改革プラン）により計画的な推進を図ってきました。

◆新集中改革プラン ※推進項目の現状と課題、平成25年度の取り組み内容及び効果等の詳細については、秘書課窓口で閲覧することができます。また、市ホームページにおいて公開しています。

13の重点項目で75の推進項目を取り組んでいます（主な取り組みの紹介）



指定管理者制度導入施設の評価結果を公表します《平成25年度評価結果》

施設名	指定管理者	評価	所管課
霞ヶ浦ふれあいランド	市開発公社	水の科学館及び虹の塔ともに入館者が年々減少、入館料収入が減少し運営は厳しい状況にある。PR活動や定期的な魅力あるイベントに積極的に取り組むべき。	商工観光課
行方市観光物産館「こいこい」		行方市の顔となる観光物産館を意識して商品の品質向上と商品の品不足による空き棚の改善が必要。	
高須崎公園 高須崎公園体験農場 高須崎交流センター		各施設とも概ね良好に管理されており、利用者へのアンケート結果も高評価をいただいた。今後は、自主事業の充実、近隣施設との連携により、利用者へのさらなる利便性の向上に期待したい。	都市建設課
北浦荘 あそう温泉「白帆の湯」		施設の維持管理を徹底するとともに、施設利用者へのサービス向上に努める。	商工観光課
天王崎観光交流センター「コテラス」		カフェや直売所の運営に改善を要する点があった。PRや利用促進事業についても一部取り組んだものの十分ではない。積極的な運営が望まれる。	
障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」	市社会福祉協議会	利用者、保護者との関係が密であり信頼関係も保たれている。事業の運営は適切である。	社会福祉課

年末年始ごみ収集・一般ごみの受け入れについて

環境課(北浦庁舎) ☎02991(35)2111
 環境美化センター ☎0299(72)1853

12/23 (火) (天皇誕生日)	玉造地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません (美化センター休業日)
12/27 (土)	北浦地区 (ごみ収集最終日)
29 (月)	麻生地区 (ごみ収集最終日)
30 (火)	玉造地区 (ごみ収集最終日) ※美化センター・一般受付: 午前 11 時まで
12/31 (水) ~ 1/3 (土)	美化センター休業期間
5 (月)	麻生地区 (ごみ収集開始日) ※美化センター・一般受付: 午前 9 時から
6 (火)	玉造地区 (ごみ収集開始日)
7 (水)	北浦地区 (ごみ収集開始日)

年末年始の休業、休館のお知らせ

市役所	12/29 (月) ~ 1/3 (土) 出生、婚姻、死亡届等は受け付け ます(死亡届の場合は事前にご連絡 ください) ※ 12/27(土)12/28(日)1/4(日) は麻生庁舎において休日窓口を 開設します
公民館	12/29 (月) ~ 1/3 (土)
図書館	12/29 (月) ~ 1/3 (土)
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/28 (日) ~ 1/5 (月)
麻生衛生センター	12/31 (水) ~ 1/4 (日)
玉造有機肥料 供給センター	12/31 (水) ~ 1/5 (月)
資源ごみ(紙類) ストックヤード の閉鎖について	通常は土日のみ開設してい ますが12/27(土)と28(日) は閉鎖となります
あそう温泉 「白帆の湯」	年末年始は休まず営業
北浦荘	年末年始は休まず営業 ※ 12/29 (月) 1/5 (月) 休館日
霞ヶ浦ふれ あいランド	12/29(月)~12/31(水) ※元日は6:00~12:00タワー のみ営業(2日から通常営業)
観光物産館 こいこい	1/1 (木) ~ 1/3 (土) ※年末は営業



12月22日(月)~30日(火)、
美化センターは相当の混雑が
予想されます。年末の大掃除
等によるごみは、できる限り
お早めに搬入されますようご
協力をお願いします。

地域産業推進及び雇用創出事業所の 固定資産税課税免除のお知らせ

税務課(麻生庁舎) ☎0299(72)0811

行方市では、地域の活性化を図り雇
用機会の創出に努める事業所に対し、
固定資産税(土地・家屋・償却資産)
の3年間の課税免除の特例措置を設
けています。

特例を受けるためには、対象となる
固定資産の取得要件や新規雇用者数
等の要件を満たした事業所から申告
手続きをしていただくことになりま
す。

詳細は、「行方市産業活動の活性化
及び雇用機会の創出のための固定資
産税の特例措置に関する条例」及び条
例施行規則をご確認ください。

【基本要件】

- ① 新増設した日の属する年の翌年1
月1日の基準日において、新増設日
前日の従業員数を5名以上増加さ
せた事業所
 - ② 地方公共団体その他公共的団体が
造成した工業団地内におけるもの
その他の規則で定めるもの
- ※創業等のための国又は地方公共団
体その他の公共的団体の支援を受
けている法人による事務所等の新
増設(施行規則)

【固定資産の取得要件】

- ① 土地を取得して、1年以内に建築に
着手し事務所等の敷地として利用
した部分
- ② 家屋を取得して、自己の事業の用に供
する部分。ただし、市内での新増設の
場合は、元の床面積を超える部分
- ③ 取得した機械ならびに設備等の償
却資産

【課税免除の内容】

- ① 固定資産の取得要件に該当する土
地・家屋・償却資産
- ② 新増設をした日の属する年の翌年の
4月1日の属する年度から3年間

【申告】

- ① 申告書提出締切日 該当年 1月
31日
- ② 内容
I 当該年1月1日現在における取得
要件を満たした固定資産に関する
事項

- II 対象となる事業所が市内に有する
事務所等の従業員数に関する事項
※ただし、2年次及び3年次に新増設
日の従業員数を下回る場合は該当外

- ③ 提出先 税務課(麻生庁舎別棟)
【企業立地優遇措置】 照会先・企画政
策課(麻生庁舎)

このほか、行方市では企業立地促進
補助金制度を設け、操業補助及び雇用
促進補助により産業活動活性化のた
めの優遇措置を実施しています。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・茨城県議会議員一般選挙のお知らせ

【投票日】 12月14日(日) 午前7時～午後6時

行方市選挙管理委員会(麻生庁舎) ☎0299(72)0811

【期日前投票】

投票日に仕事やレジャー、買い物、入院などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

《期間》 選挙によって投票できる期間が異なりますのでご注意ください。

衆議院議員総選挙

12月3日(水)～12月13日(土)

最高裁判所裁判官国民審査

12月7日(日)～12月13日(土)

茨城県議会議員一般選挙

12月6日(土)～12月13日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

場所：行方市役所 各庁舎(3カ所)

その他：入場券を持参してください(届いている場合)。

※すべての投票を行えるのは12月7日(日)からになります。

【投票できる人】

平成6年12月15日以前に生まれた日

本国民で、平成26年9月4日までに行

方市に転入の届出をし、引き続き居住

している方

〈転出した場合の取り扱い〉

○茨城県議会議員一般選挙

茨城県内の市町村へ転出された方

平成27・28年度入札参加資格審査申請のご案内

財政課 契約検査グループ(麻生庁舎)

☎0299(72)0811

○建設工事、建設コンサルタント業務等

茨城県入札参加資格電子申請システム

を利用して、茨城県と共同受付を

実施します。詳しくは、茨城県ホームページ

↓土木部監理課↓建設業担当ホーム

ページ又は行方市ホームページ↓産業

事業者向けお知らせをご覧ください。

受付期間 平成27年1月15日(木)～

2月6日(金)

○物品調達等(物品の製造、販売又は

役務の提供)

市において申請の受付を行います。詳

しくは、行方市ホームページ↓産業事

業者向けお知らせをご覧ください。

受付期間 平成27年1月15日(木)～

2月6日(金)

いばらき高齢者優待制度の開始について

◇65歳以上の高齢者を対象に、料金割引やポイント加算等の特典が受けられるいばらき高齢者優待制度を配布中です!

◇優待カード(いばらきシニアカード)を左記窓口で配布します。保険証など住所、生年月日が確認できるものを持って、配付を希望されるご本人が窓口にお越しください。

【配付窓口】

玉造庁舎 介護福祉課

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室

◇協賛店舗には、シニアカードをデザインしたステッカーやポスターが店頭

に貼ってあります。

◇協賛店舗の募集は、随時受け付けて

おりますので、ぜひ、ご協力をお願い

いたします。

【問い合わせ】

○配付に関するご

介護福祉課(玉造庁舎)

☎0299-55-0111

○制度に関するご

茨城県長寿福祉課

☎0299-301-3326

※詳しくは11月25日開設の県長寿福祉課ホームページをご覧ください。

http://www.senior.pref.ibaraki.jp



農業委員会委員選挙人名簿への登録申請ができます

行方市農業委員会委員の選挙人名簿を調製するため、12月に「選挙人名簿登録申請書」を配布しますので、下記の要件に該当する方は、平成27年1月9日（金）までに提出してください。

【登録の要件】

行方市に住所を有する年齢満20歳以上の者（平成7年4月1日以前に生まれた者）で次のいずれかに該当する方
 ①10アール以上の農地につき耕作業務を営む者
 ②①と同居する親族またはその配偶者で、その耕作日数がおおむね60日以上の方
 ③10アール以上の農地につき耕作業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、その従事日数がおおむね60日以上の方

【申請書と封筒の配付】

区長・班長依頼による各戸配付↓各班長に封筒に入れて提出してください。資格を有する方で申請書の届かない場合は、お手数でも左記までご連絡ください。

【問い合わせ】

選挙管理委員会（麻生庁舎）
 ☎0299・72・0811
 農業委員会事務局（北浦庁舎）
 ☎0291・35・2111

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

諸井団地（旧玉造）

所在地 玉造甲4175

間取り 3DK

構造 RC造

募集戸数 2戸

応募資格 次の①～③の全ての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
 ②市税等を滞納していない方
 ③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額－控除額）÷12≦15万8千円以下

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出

申込期間 12月1日（月）～12月19日（金）

【入居者の選考】

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

「ひばりくん防犯メール」にご登録ください！

「ひばりくん防犯メール」は、県民の皆さまが身近な犯罪から身を守るために必要な犯罪の発生・防犯対策情報や子ども・女性に対する声かけ事案情報、交通事故情報、県警からのお知らせなどを希望者のパソコンや携帯電話にメールで配信するサービスです。

メールは、県警本部や県内の警察署から配信され、受信したい警察署や配信情報も選択できます。

■配信情報

▼子ども・女性対象の犯罪、声かけ、不審者情報

・暴行（暴漢）・公然わいせつ・声かけ・ちかん等

▼二セ電話詐欺等情報

・二セ電話詐欺・二セ電話類似詐欺・悪質商法

▼その他の犯罪情報

・殺人・強盗・放火・恐喝・通り魔事件・ひったくり

・凶器を使用して県民に危害を及ぼすおそれのある事件

・連続的に発生し、被害の拡大が予想される事件

▼行方不明者等情報

・行方不明者・身元不明者・身元不明遺体の情報提供依頼

▼交通事故情報

・ひき逃げ交通事故（死亡又は重傷）
 ・交通事故防止への注意喚起等

▼県警からのお知らせ

・各種イベント開催情報
 ・交通安全運動や地域安全運動等の情報
 ・その他のお知らせ

■登録方法

左記の登録用メールアドレスに空メール（件名、本文記載のないメール）を送信しますと、自動で登録案内が返信されますので、案内に従って手続きを行ってください。

add@mail1.police.pref.ibaraki.jp

■ご利用上の注意

携帯電話の場合、機種によってご利用できない場合もあります。利用者の接続環境・利用環境により、メールの受信が遅延する場合があります。

配信する情報は、茨城県警察が必要と判断したものに限り、すべての情報を配信するものではありません。

【問い合わせ】

茨城県警察本部 生活安全部 生活安全総務課 安全・安心まちづくり推進室
 ☎029・301・0110
 （内線3023、3024）

笑顔でつなぐ日めくりカレンダー

行方市公式ホームページのトップページに

顔写真とメッセージを掲載してみませんか！

行方市は来年、市制施行 10 周年を迎えます。これを記念し、市民の皆さんなどが参画する「365 日市民参画プロジェクト」として、平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間、行方市のホームページに皆さんの笑顔いっぱいの写真を、1 日 1 点ずつ日替わりで掲載したいと思います。写真は、1 人でも、複数でも構いません。写真のほか、行方市を応援するメッセージやご自身の目標など、一言メッセージをお寄せください。



○申込方法

メールの件名に「日めくりカレンダー掲載」と入力するとともに、メール本文に、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、一言メッセージを明記し、写真を添付の上、以下のメールアドレス宛、お送りください（1 グループにつき、1 点まで）

応募先メールアドレス（秘書課あて）。

name-info@city.namegata.lg.jp

※デジタルカメラのデータを持参しての申し込み、又は秘書課（麻生庁舎 2 階）においての撮影もお受けいたします。

○撮影方法（秘書課で撮影する場合）

写真は、行方市秘書課広報担当の職員が撮影し、その際、備え付けのボードにメッセージを記入していただきます。

○募集対象

市内在住者、市内在勤者、市外在住者で行方市を応援したいと思っている方



○ホームページ掲載期間と掲載位置

平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間、1 日 1 点ずつ日替わりで掲載します。

※ 365 組の申し込みがあった時点で、締め切りとさせていただきます。

【問い合わせ・申込先】 秘書課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

シリーズ 国民健康保険

高額療養費が変わります！

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、下記のとおり変更になります。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

○平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1% 〈多数回該当：83,400円〉
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回該当：44,400円〉
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉



○平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〈多数回該当：140,100円〉
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〈多数回該当：93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回該当：44,400円〉
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

※同一医療費等における自己負担では上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担（70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要です）を合算することができます。

※多数回該当とは、過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額です。

税金のお知らせ

納付期限をお間違えなく！

今月の納付期限は12月25日です。お忘れのないよう注意してください。口座振替の方は、通帳に残高があるか確認してください。

今月の税金

市・県民税 第4期
国民健康保険税 第6期
納付期限（口座振替日）
は12月25日です。

10月実施のインターネット公売結果のお知らせ

■動産（インターネットによるせり売り方式）

区分番号	名称	見積金額（円）	落札金額（円）	入札者数
26-2	火鉢（真ちゅう）	3,000	3,000	1
26-3	置き炬燵	1,000	1,000	1
26-4	炭火アイロン	1,000	1,100	2
26-6	フードシーラー	1,000	4,600	4
26-7	古紙幣セット	1,000	15,500	8
26-8	チェーンソー	8,000	29,000	10
26-9	刈払機	6,000	6,250	2
26-11	茶道具セット	5,000	20,499	5
26-12	帆船模型	1,000	1,000	1
26-13	カーナビ	5,000	21,000	12
26-14	墨・すずりセット	1,000	5,610	7

■行方市では今後も、市税等の滞納処分として不動産や動産の公売を実施します。11月実施の不動産公売結果は、1月号でお知らせします。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811